

国立大学法人東京学芸大学防火管理規則の一部改正について

改正理由：学生キャリア支援センターの設置に伴い、所要の改正を行うものである。（平成19年規則第31号 19.9.28事務局長決裁）

改 正				現 行			
〔省略〕				〔省略〕			
別表第 1 防火管理区域及び防火区域責任者並びに防火管理者				別表第 1 防火管理区域及び防火区域責任者並びに防火管理者			
防火管理区域	防火管理区域責任者	防火管理者	構 成 部 局	防火管理区域	防火管理区域責任者	防火管理者	構 成 部 局
小金井地区	事務局長	財務課長	事務局（国際交流会館，課外活動共用施設，東久留米国際学生宿舍，大泉寮，小平寮，厚生施設（第一むさしのホール，第二むさしのホール），東久留米職員宿舍（寮），大泉職員宿舍，赤倉合宿研修施設，小平第3住宅を除く。），附属図書館，各学系，教育実践研究支援センター，環境教育実践施設，保健管理センター，情報処理センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター， <u>学生キャリア支援センター</u>	小金井地区	事務局長	財務課長	事務局（国際交流会館，課外活動共用施設，東久留米国際学生宿舍，大泉寮，小平寮，厚生施設（第一むさしのホール，第二むさしのホール），東久留米職員宿舍（寮），大泉職員宿舍，赤倉合宿研修施設，小平第3住宅を除く。），附属図書館，各学系，教育実践研究支援センター，環境教育実践施設，保健管理センター，情報処理センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター
		国際課長	事務局のうち，国際交流会館			国際課長	事務局のうち，国際交流会館
		学生サービス課長	事務局のうち，課外活動共用施設，東久留米国際学生宿舍，大泉寮，小平寮，厚生施設（第一むさしのホール，第二むさしのホール）			学生サービス課長	事務局のうち，課外活動共用施設，東久留米国際学生宿舍，大泉寮，小平寮，厚生施設（第一むさしのホール，第二むさしのホール）
〔省略〕				〔省略〕			
<u>附 則</u> <u>この規則は，平成19年10月 1 日から施行する。</u>							